

謝金等に関する規程（改定案）

一般社団法人日本救急救命士会

（目的）

第1条

~~一般社団法人日本救急救命士会（以下、「本会」という。）における謝金等の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程に定める。~~

本規程は、本会が主催または共催する講習会、研究会、シンポジウム、普及啓発活動、地域連携事業、体験講習会等（以下「イベント」という）において、講師、演者、実技指導、運営協力を行う者等または協力団体等に対して支払う謝金等の基準を定め、適正かつ公正な運用を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条

本規程の基準において謝金とは、~~講演、研修、会議の助言~~本会が主催または共催するイベント、あるいは本会が依頼した実作業を行う依頼先に対して支払う謝礼をいう。

~~1 本規程は、上記定義の謝金のうち、以下の標準単価を定める。~~

- ~~1. 本会が行う講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金~~
- ~~2. 本会が行う会議等への出席や助言等を行う協力者に対する謝金~~

- 1 本規程の対象は、次の各号に該当する者または団体とする。
 1. 講習会、研究会等において講義または実技指導を行う講師・演者・補助者
 2. イベント運営に協力した関係団体
 3. その他、会長が特に必要と認めた者または団体
- 2 前項以外の謝金である標準単価を定めることが適切でない個別の実作業に対する謝金の単価、及び本規程に記述のない謝金の単価、並びに本規程の適用範囲内の謝金のうち標準単価によりがたい単価については、本規程で定める標準単価を適用せず、理事会にて別に単価を定めることができる。又他団体からの講師招聘に際し、その団体に謝金規程がある場合はそれを参考に定めることができる。
- 3 本支給は労働契約による賃金ではなく、謝金または協力費として支給する。

（税務処理）

第3条 本会は、この規程に規定した謝金等に対し、法令の定めるところにより税務処理を行う。

（支給基準）

第4条 本会は、この規程に規定した謝金等に対し、下記の通り支給基準を定める。

1. 謝金の支給は、原則としてイベント終了後、報告書または実施記録に基づいて行う。
2. 複数回の講演・講習を行った場合は、複数回分を合算して支給することができる。
3. 旅費・交通費は、必要に応じて別に定める規程により支給するものとする。
4. 同一内容のイベントを継続して実施する場合は、年1回の申請をもって可とする。

(講演等謝金)

- 第5条 本会が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金（以下、「講演等謝金」という。）の額は、別表1のとおりとする。
- 2 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間を含めて講演等謝金を支給することができる。
 - 3 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合等特段の事情により、第1項の規定によりがたい場合の講演等謝金の額については、理事会が別に定めることができる。
 - 4 団体協力に係る謝金等の決定は、実施委員会の協議を経て会長が行う。会長は、決定内容を次回理事会において報告するものとする。

(講演等謝金以外の報酬)

第6条 講演等謝金以外の報酬については、理事会が別に定めることができる。

(旅費の支給)

第7条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあつては、本会の旅費規程を準用し、謝金と合わせて支給する。

(改廃その他)

- 第8条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。
- 2 本規程に定めのない事項については、会長が別に定める。
 - 3 本規程は、令和〇年〇月〇日より施行する。

附則

- 1—この規程は、令和7年2月7日から施行する。—

(別表 1) 謝金当の金額

当会が主催する講演会等における演者・座長の謝金は下記の通りとする。

区分	謝金額	備考
演者 座長	20,000 円/日	当会会員
	50,000 円/日	外部より招聘
	5 時間を超えない場合、下記の時間単価とする	
	2,000 円/30 分	当会会員
	5,000 円/30 分	外部より招聘

※講演（座長含む）においては当会会員全体が関わることのできる講演会や研修、その他理事会が認めた講演会や研修に限り支給する。

当会が主催する会議等における招聘者の謝金は下記の通りとする。

区分	謝金額	備考
会議	1,000 円/30 分	外部より招聘

当会が主催もしくは共催するイベント等における謝金は下記の通りとする。

区分	謝金額	備考
講習会等における 講師等	10,000 円/件	講演・講習 1 件につき支給する。時間の長短を問わない。
団体協力	内容に応じて会長が定める	実施委員会の協議を経て会長が金額を決定し、次回理事会に報告するものとする。
運営補助	1,000 円/時間を目安とする	イベント運営、受付、物品準備等の補助業務に従事した者に支給する。必要に応じて会長が増減を認めることができる。

※備考 団体協力に対する謝金等は、活動内容、協力範囲、経費負担等を勘案して決定する。